

平成26年度第23回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成27年3月23日（月） 午後3時～午後5時

2 開催場所

人事委員会室（さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階）

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀

委員 松沢 幸一

委員 馬場眞美子

【事務局】 事務局長ほか7名

4 議事

会議冒頭で、議決事項4～9、12～15及び報告事項1については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号 「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」

職員の任用に関する規則の一部を改正することについて決定した。

【決定内容】

1 改正内容

別表第四から埼玉県立武道館管理規則（昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号）の項を削除

2 施行期日

公布日 平成27年3月27日

施行日 平成27年4月 1日

議案第2号 「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について」

組織改正に伴う職の新設、改廃に対応するため、「管理職員等の範囲を定める規則」の一部を改正することについて決定した。

【決定内容】

1 改正内容

(1) 職の新設によるもの

本 庁：スポーツ局長、スポーツ企画幹

地域機関：総合リハビリテーションセンター 副センター長 等

(2) 組織、職の見直しによるもの

本 庁：副総合調整幹の削除

地域機関：環境科学国際センター 研究企画幹 等の削除

2 施行期日(予定)

公布日 平成27年3月31日

施行日 平成27年4月1日

議案第3号「教育長の教育委員会の許可を受けるべき地位を定める規則について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う埼玉県教育委員会教育長からの要望に対応するため、「教育長の教育委員会の許可を受けるべき地位を定める規則」を制定することについて決定した。

【決定内容】

1 制定の内容

教育長が私企業における地位を兼ねる場合に、教育委員会の許可を受けるべき役員以外の地位について、一般職員に適用される「営利企業等の従事制限に関する規則」に掲げる地位と同様の地位とする。

2 施行期日（予定）

公布日 平成27年3月27日

施行日 平成27年4月1日

議案第4号「平成26年（措）第3号事案について」

事務局職員が要求者及び当局に対して調査を行ったので報告するとともに、本事案の判定書案を決定した。

議案第5号「平成25年（不）第1号事案について」

請求人代理人から、平成27年3月17日付けで第7準備書面が提出されたことを報告するとともに、処分者に対して、請求人の主張に対する認否及び具体的な主張を記載した書面を求めることについて決定した。

議案第6号「平成26年（不）第1号事案について」

請求人から、平成27年3月5日付けで、反論書3等が提出されたことを報告するとともに、処分者に対して、請求人の主張に対する認否及び具体的な主張を記載した書面等を求めることについて決定した。

議案第7号「労働基準監督機関の職権行使について」

平成27年3月16日付けで、埼玉県教育委員会委員長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責めに帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

議案第8号「労働基準監督機関の職権行使について」

平成27年3月16日付けで、埼玉県教育委員会委員長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責めに帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

議案第9号「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認について」

組織改正等に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づき、任命権者から申請のあった次の件を承認することについて決定した。

【承認内容】

- (1) 職務区分表の改正について
- (2) 給料月額の設定について

議案第10号「給与制度の総合的見直し等に伴う人事委員会規則の改正等について」

人事委員会勧告（平成26年10月）並びに職員の給与に関する条例等の一部改正（平成26年12月定例会）を踏まえた給与制度の総合的見直し、及び平成27年4月1日付け組織改正に伴い、次に掲げる規則を改正することについて決定した。

【決定内容】

（改正等を行う規則）

1 給与制度の総合的見直しに伴う規則改正等

- (1) 平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則
- (2) 給料の調整額に関する規則
- (3) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- (4) 退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則
- (5) 地域手当に関する規則
- (6) 単身赴任手当に関する規則
- (7) 管理職員特別勤務手当に関する規則

施行期日等（予定）

公布日 平成27年3月27日
施行日 平成27年4月 1日

2 組織改正に伴う規則改正

- (1) 給料表の適用範囲に関する規則
- (2) 管理職手当に関する規則
- (3) 職員の特殊勤務手当に関する規則
- (4) 宿日直手当に関する規則

施行期日等（予定）

公布日 平成27年3月31日
施行日 平成27年4月 1日

議案第11号「給与制度の総合的見直しに伴う教育委員会規則の改正等に係る協議について」

人事委員会勧告（平成26年10月）及び学校職員の給与に関する条例の一部改正（平成26年12月定例会）を踏まえた給与制度の総合的見直しに伴い、次に掲げる規則の改正等に係る協議について承認することについて決定した。

【決定内容】

1 改正等を行う規則

- (1) 平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則
- (2) 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- (3) 義務教育等教員特別手当に関する規則
- (4) 学校職員の地域手当に関する規則
- (5) 学校職員の単身赴任手当に関する規則

(6) 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

2 施行期日等（予定）

公布日 平成27年3月27日

施行日 平成27年4月 1日

議案第12号「採用候補者の選考について」

知事、病院事業管理者及び教育委員会委員長から申請のあった採用候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

1 採用候補者数

知 事 10人

病院事業管理者 3人

教育委員会委員長 9人

2 採用予定年月日

平成27年4月1日及び4月3日

議案第13号「昇任候補者の選考について」

各任命権者から申請のあった昇任候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

昇任候補者数	昇任予定年月日
部長級 1人	平成27年3月31日
同上 20人	平成27年4月 1日
副部長級 1人	平成27年3月31日
同上 45人	平成27年4月 1日
課長級 2人	平成27年3月31日
同上 70人	平成27年4月 1日
副課長級及び主幹級 34人	平成27年4月 1日
計 173人	

議案第14号「転任の承認について」

知事及び教育委員会委員長から申請のあった転任を承認することについて決定した。

【決定内容】

1 転任候補者数

知 事 1人

教育委員会委員長 5人

2 転任予定年月日

平成27年4月1日

議案第15号「人事委員会事務局職員の人事発令について」

人事委員会事務局職員（役付職員）の任免について決定した。

【決定内容】

出向 9人

転入 9人

報告第1号「裁決取消請求事件について」

裁決取消請求事件にかかる準備書面（1）について委員長専決で決定し、提出したことを報告した。